

■ 3月例会を開催



当協議会は3月10日、高知会館において当協議会メンバーであるもりもと社会保険労務士事務所の所長・社会保険労務士 森本和彦氏を講師に招き、「令和3年1月以降に改正された労働関連法令の再確認」と「最近の労使関係問題」の2部で構成。参加者は、会場17名・リモート5名。

第1部の労働関係法令の再確認では、「育児・介護休業法」「高齢者雇用安定法」「パートタイム・有期雇用労働法」「労働施策総合推進法」「労働基準法施行規則等」「雇用保険法」「厚生年金保険法」「個人情報保護法」「確定拠出年金法」「公益通報者保護法」「健康保険法」等の法改正についての改正に至った経緯についての解説があり、第2部の労使関係問題では、事例をもとに解決に至るまでの流れに沿って企業と従業員（労働組合）との間で発生した問題点の対応策について解説していただいた。



■ 4月例会を開催



当協議会は4月14日に、高知共済会館において第一協同法律事務所の伊藤昌毅弁護士を講師に招き、高知県経営者協会共催の「労働問題対応セミナー」に4月例会として参加した。参加者は会場参加17名、リモート参加4名。

今回のセミナーで解説していただいた問題は、「パワハラ問題」と「組合問題」。パワハラ問題については、最初にパワハラを正しく理解するべきとの観点からパワハラに当たる6種類の行為（身体的な攻撃、精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害）、使用者が防止のために講ずる措置や望ましいとされる取り組み、企業リスクの順に解説された後で、判例を交えながら業務上の注意・指導との分岐点や従業員からの個別紛争への対応（会社内部の手続き、社外の手続き）について解説していただいた。

組合問題では、郵送またはFAXで組合加入通知・団体交渉要求があった場合には①通知してきた組合がどのような組合かを確認する。②何を要求されているのかを吟味する。組合関係者が突然訪問してきて組合加入通知・団体交渉要求が直接提出された場合は、アポなし訪問であり文書は預かったうえで改めて連絡することとし一旦お引き取り願（お引き取りを願う場合、使用者は矢面に出では絶対ダメ）その後は郵送・FAの場合と同様の取り組みをすることが望ましいとの解説を受けた。また、団体交渉を開催する場合は、遅くとも通知を受け取ってから遅くとも1カ月以内に団体交渉の場を使用時間の制限のある公共施設会場にて2時間を目途に代表者は出席しないで（代表者が出席すると要求に対する最終結論を引き出すまで組合側は交渉を終了しない場合がある）交渉経過を録音する体制で開催することが望ましいと伊藤弁護士の経験をもとに留意すべき点について解説を受けた。

